

奈良県告示第五百九十五号

平成七年三月奈良県告示第五百八十八号（かいでない出先その他の機関の会計事務の委任）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

表中		
身体障害者更生相談所	吉野保健所	奈良しごとiセンター
知的障害者更生相談所	内吉野保健所	高田しごとiセンター

を

吉野保健所	身体障害者更生相談所	奈良しごとiセンター	産業会館
-------	------------	------------	------

内吉野保健所	知的障害者更生相談所	高田しごとiセンター	中和労働会館
--------	------------	------------	--------

に改める。